

環境関連法規制等の動き 2012年12月（2012.10.24～2012.11.13）

1. 法令情報

1-1-1. 温室効果ガス総排出量の算定に係る他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第14号>

1-1-2. 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定に基づき、電気事業者ごとの特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数及び代替する係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第15号>

1-1-3. 温室効果ガス排出量の報告等に関する命令の規定に基づき、電気事業者ごとの調整後排出係数を公表する件の一部を改正する件 <経済産業・環境省告示第16号>（3件共2012.11.6公布）

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度により、特定排出者が2012年度の温室効果ガス排出量を算定する際に用いる、実排出係数及び調整後排出係数等が公表されました。原発停止等の影響により、一般電気事業者10社の実排出係数は前年度比△10%～+69%、調整後排出係数は0%～144%となりました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15912>

1-2. 海域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定に関する件の一部を改正する件
<環境省告示第160号>（2012.11.2公布、同日施行）

今回主要魚介類の産卵場・育成場である、東京湾南部沿岸（館山市沖）浅海部が生物特A水域に、伊勢湾藤前干潟や木曾川河口等が生物特A地域に、他の伊勢湾全域浅海部が生物A地域に、新たに指定されました。

規制値は亜鉛が共に0.03mg/L以下、ノニルフェノールが0.0007及び0.001mg/L以下です。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15902>

1-3. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第34号>（2012.11.9公布、同日施行）

本法は、廃棄物処理法が適用される廃棄物であり、8,000Bq/kg以下の事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物・特定産業廃棄物と定義し適用範囲としています。

今回、関東地域の廃棄物処理施設の焼却灰等が除外される等、対象施設・地域等が見直しされました。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15928>

1-4. 廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令 <環境省令第33号>（2012.11.6公布、2013.4.1施行）

2013.4.1に環境影響評価法に計画段階配慮書手続等が新設される改正が施行されます。法の対象事業である廃棄物の最終処分場に係る題記省令に、計画段階配慮書手続に係る追加等の改正が行われます。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15916>

1-5-1. 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令 <政令第265号>

1-5-2. 環境影響評価法施行規則の一部を改正する省令 <環境省令第31号>

(2件共2012. 10. 24公布、2013. 4. 1施行)

2013. 4. 1に環境影響評価法に計画段階配慮書手続等が新設される改正が施行されます。配慮書・報告書の意見提出期間を45日及び90日と定める等の関連法改正です。

<参考>ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15838>

1-6-1. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第4号>

1-6-2. 使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

<経済産業・環境省令第9号>

1-6-3. 特定家庭用機器再商品化法施行規則の一部を改正する省令 <経済産業・環境省令第10号>

(3件共、2012. 10. 29公布、10. 30施行)

暴力団員の不当な行為の防止に関する法律の一部を改正する法律が 10. 30 に施行されます。関連変更として、題記の容器リサイクル法・自動車リサイクル法・家電リサイクル法が改正されます。本改正は、引用法律条項の変更のみで、実質的な変更はありません。

2. 一般情報

2-1. 「瀬戸内海における今後の目指すべき将来像と環境保全・再生の在り方について」に

関する中央環境審議会答申について (2012. 11. 5環境省)

題記について中央環境審議会会長から環境大臣へ答申されました。現状と課題、目指すべき将来像、環境保全・再生の基本的考え方、今後の施策の展開についてまとめられています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15910>

2-2. 「GHS対応- 化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度」について (2012. 10. 23経済産業省)

2012. 3. 25にJISZ7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」が制定され、順次化学品のラベル表示・(旧M)SDSが本規格に基づく国際的なGHS対応表示に切り替わります。経済産業省ではSDSについて題記のパンフレットを作成し、公開しました。

<参考>経済産業省ホームページ http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/files/GHSpamphlet201210.pdf

2-3. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する

政令案に対する意見の募集について (2012. 11. 13環境省)

題記法令は2016. 7. 15までにPCBを処分することになっていましたが、期日までの処理が困難になったため、国際条約であるストックホルム条約期限の2028年より前の、2027. 3. 31まで延長する改定について環境省では12. 5まで意見の募集をしています。

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15952>

2-4. 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業（実証事業）の二次公募開始について

(2012. 11. 5環境省)

物流システムや産業活動の拠点が集中している港湾空間の、温室効果ガス削減の推進及び非常時における港湾への電力供給に有効な、再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池等を利用した仕組みの検証等を委託する事業について、環境省では12. 3まで募集を行っています

<参考>環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15905>

以上